

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
 - 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
 - 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
 - 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系。
- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
 - 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
 - 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの[「里兆法律情報」](#)の欄をご覧ください。
 - ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共に[ご連絡](#)ください。

[illegible]

- 「外国人入国出国管理条例(意見募集案)」がパブリックコメントを募集する..... 7
- 「国家重点監視企業の自主的モニタリングおよび情報公開弁法(試行)(意見募集案)」と「国家

监控企业污染源监督性监测及信息公开办法（试行）（征求意见稿）》公开征求意见... 7

- 信息时代秘密泄露的大风险点——员工在互联网（微博、论坛等）上泄密的责任及企业对策..... 7

重点監視企業汚染源監督的モニタリングおよび情報公開弁法（試行）（意見募集案）」がパブリックコメントを募集する..... 7

- 情報化時代の秘密漏洩に関する大きなリスク——従業員のインターネット（ミニブログ、掲示板など）上での秘密漏洩に関する責任および企業の対策 7

一、相关新法令、新政策

- 关于印发《外国投资者境内直接投资外汇管理规定》及配套文件的通知

【发布单位】国家外汇管理局

【发布文号】汇发〔2013〕21号

【发布日期】2013-05-10

【实施日期】2013-05-13

【内容提要】根据该通知，国家外汇管理局制定并发布了《外国投资者境内直接投资外汇管理规定》及《境内直接投资业务操作指引》。根据前述管理规定，境内直接投资实行登记管理，外汇局对境内直接投资登记、账户开立与变动、资金收付及结售汇等实施监督管理。

【备注】外国投资者境内直接投资，是指外国投资者（包括境外机构和个人）通过新设、并购等方式在中国境内设立外商投资企业或项目，并取得所有权、控制权、经营管理权等权益的行为。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.safe.gov.cn/resources/wcmpages/wps/wcm/connect/safe_web_store/safe_web/zcfg/zbxmwhgl/zjtzhwhgl/node_zcfg_zbxm_kitz_store/931334804f92a8009c79bebabd3994e6/

- 关于加强外汇资金流入管理有关问题的通知

【发布单位】国家外汇管理局

【发布文号】汇发〔2013〕20号

【发布日期】2013-05-05

【实施日期】2013-06-01

【内容提要】该通知要求加强银行结售汇综合头寸管理和对进出口企业货物贸易外汇收支的分类管理。其中：

- 外汇局将加大对存在异常或可疑情况企业的核查力度，对资金流与货物流严重不匹配或流入量较大的企业发送风险提示函，要求其在10个工作日内说明情况。
- 企业未及时说明情况或不能提供证明材料并做出合理解释的，外汇局应将其列为B类企业，实施严格监管。此类企业列入B类后，符合相关指标连续3个月正常等条件的，外汇局将其恢复为A类。

一、関連する新法令、新政策

- 「外国投資者国内直接投資外貨管理規定」および付属文書の印刷配布に関する通知

【発布機関】国家外貨管理局

【発布番号】匯発〔2013〕21号

【発布日】2013-05-10

【実施日】2013-05-13

【概要】本通知によると、国家外貨管理局は「外国投資者国内直接投資外貨管理規定」および「国内直接投資業務取扱ガイド」を公布した。前述の管理規定に基づき、国内直接投資は登記管理を行い、外貨管理局は国内直接投資の登記、口座の開設と変更、資金の受払および人民元転・外貨売渡などに対し監督管理を実施する。

【備考】外国投資者の国内直接投資とは、外国投資者（国外の機構および個人を含む）が新設、M&Aなどの方式で中国国内に外商投資企業またはプロジェクトを設立し、所有権、支配権、経営管理権などの権益を取得する行為を指す。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.safe.gov.cn/resources/wcmpages/wps/wcm/connect/safe_web_store/safe_web/zcfg/zbxmwhgl/zjtzhwhgl/node_zcfg_zbxm_kitz_store/931334804f92a8009c79bebabd3994e6/

- 外貨資金流入管理強化に伴う関連事項に関する通知

【発布機関】国家外貨管理局

【発布番号】匯発〔2013〕20号

【発布日】2013-05-05

【実施日】2013-06-01

【概要】本通知は、銀行の人民元転・外貨売渡における総合ポジション管理および輸出入企業の貨物貿易外貨収支における分類管理の強化を求めた。それには以下の内容が含まれる。

- 外貨管理局は異常あるいは疑いのある企業に対する検査を強化し、資金の流れと貨物の流れが著しく一致しないまたは流入量の多い企業に対しリスク提示書簡を送付して、10営業日以内に状況説明を行うように求める。
- 企業が速やかに状況説明を行わない、または証明資料を示して合理的な説明ができない場合、外貨管理局はそれらをB類企業に分類し、厳格な

- B 类企业转口贸易项下外汇收入，应在其进行相应转口贸易对外支付后方可结汇或划转；同一笔转口贸易业务的收支应当在同一家银行办理；新签订的转口贸易合同，其收入和支出的结算货币应当同为外汇或人民币。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwgk/2013-05/06/content_2396347.htm

監督管理を行う。これらの企業がB類企業に分類された後、関連指標が3ヶ月連続で正常であるなどの条件を満たした場合、外貨管理局はそれをA類に戻す。

- B類企業の中継貿易における外貨収入は、当該企業が相応する中継貿易を行った上、対外払いを終えた後に初めて人民元または口座振替を行う事が可能となる。同一の中継貿易業務における収支は同一の銀行で処理されなければならない。新たに締結する中継貿易契約について、その収入と支出の決済通貨は同一の外貨あるいは人民元でなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwgk/2013-05/06/content_2396347.htm

● 关于非居民企业派遣人员在中国境内提供劳务征收企业所得税有关问题的公告

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国家税务总局公告 2013 年第 19 号

【发布日期】2013-04-19

【实施日期】2013-06-01

【内容提要】根据该公告：

- 非居民企业派遣人员在中国境内提供劳务，如果派遣企业对被派遣人员工作结果承担部分或全部责任和风险，通常考核评估被派遣人员的工作业绩，那么，应视为派遣企业在中国境内设立机构、场所提供劳务。
- 如果派遣企业属于税收协定缔约对方企业，且提供劳务的机构、场所具有相对的固定性和持久性，那么，该机构、场所构成在中国境内设立的常设机构。
- 符合上述规定的派遣企业和接收企业应按照《[非居民承包工程作业和提供劳务税收管理暂行办法](#)》（国家税务总局令第 19 号）规定办理税务登记和备案、税款申报及其他涉税事宜。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12303077.html>

● 非居民企業が人員を派遣して中国国内で役務を提供する場合の企業所得税徴収の関連問題に関する公告

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国家税務総局公告 2013 年第 19 号

【発布日】2013-04-19

【実施日】2013-06-01

【概要】本公告の規定は以下の通りである。

- 非居民企業が人員を派遣して中国国内で役務を提供し、派遣企業が派遣された人員の業務結果について責任およびリスクの一部または全てを負担して、常に派遣された人員の業務成績を査定評価する場合、派遣企業は中国国内に組織、場所を設けて役務を提供していると見なす。
- 派遣企業が租税協定の締結相手方企業に該当し、且つ役務を提供する組織、場所が比較的固定し、持続的である場合、当該組織、場所は中国国内に設立された恒久的施設となる。
- 上記規定に合致する派遣企業および受入企業は「[非居民請負工事作業および労務提供の租税管理暫定弁法](#)」(国家税務総局令第 19 号)の規定に照らして、税務登記、届出、税務申告およびその他の税務関連事項を行わなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12303077.html>

● 国家税务总局定点联系企业名录管理办法

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国家税务总局公告 2013 年第 18 号

【发布日期】2013-04-22

● 国家税務総局の定点連絡企業名簿管理弁法

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国家税務総局公告 2013 年第 18 号

【発布日】2013-04-22

【实施日期】2013-09-01

【内容提要】该办法共 16 条，分为总则、工作模式、工作职责、工作流程和附则五部分。根据该办法：

适用范围
由国家税务总局按照程序统一选定，纳入国家税务总局定点联系企业（以下简称“总局定点联系企业”）管理机制的企业集团总部及其成员企业名册的采集、下发、核实、上报和反馈等工作。
总局定点联系企业名册的报送内容
- 企业集团总部及其成员企业的税务登记、资格认定、关联关系以及组织架构等涉税信息。 - 税务总局可以根据税收管理工作需要，对报送内容进行规范和完善。 - 具体报送内容详见税务总局每年通过信息化平台下发的企业名册信息表。
总局定点联系企业的成员企业范围
- 应当以合并报表的口径和工商注册规范的组织形式为参考建立统一标准。 - 内资企业为纳入企业合并报表范围且进行税务登记的境内各级分公司和子公司，以及境外控股公司。 - 外资企业为全球总部控股并在中国境内进行税务登记的各级分公司和子公司。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12302965.html>

关于《发布〈国家税务总局定点联系企业名册管理办法〉的公告》的解读

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12302935.html>

- [关于旅店业和饮食业纳税人销售非现场消费食品增值税有关问题的公告](#)

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国家税务总局公告 2013 年第 17 号

【发布日期】2013-04-22

【实施日期】2013-05-01

【内容提要】根据该公告，旅店业和饮食业纳税人销售非现场消费的食品，属于不经常发生增值税应税行为，可以选择按小规模纳税人缴纳增值税。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12302883.html>

关于《旅店业和饮食业纳税人销售非现场消费食品增值税有关问题的公告》的解读

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12302868.html>

【实施日期】2013-09-01

【概要】本方法是计 16 条であり、総則、作業方式、作業職責、作業工程および付則の五つの部分に分けられる。本弁法によると、以下の通りである。

適用範囲
国家税務総局は、所定の手順に従って統一選定を行い、国家税務総局の定点連絡企業（以下、「総局定点連絡企業」という）管理機構に組み入れられた企業グループ本社およびその構成企業の名簿の収集、配布、事実確認、上級機関への報告およびフィードバックなどの作業を行う。
総局定点連絡企業名簿の申告内容
- 企業グループの本社およびその構成企業の税務登記、資格認定、関連関係および組織構造などの税務関連情報。 - 税務総局は税收管理作業の必要に応じて、申告内容に対する規範化と調整を行う事ができる。 - 申告の具体的な内容については税務総局が毎年情報プラットフォームを通じて配布する企業名簿情報表を参照のこと。
総局定点連絡企業における構成企業の範囲
- 連結財務諸表の説明および工商登録規範の組織形態を参考にして統一規準を設けなければならない。 - 内資企業の企業連結財務諸表に組み入れられ且つ税務登記を行っている国内各級分公司と子会社、および国外の持株会社。 - 外資企業の国際本社の持株会社であり中国国内で税務登記を行っている各級分公司および子会社。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12302965.html>

「『国家税務総局定点連絡企業名簿管理弁法』の発布に関する公告」に関する解説

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12302935.html>

- [旅館業および飲食業の納税者がその場で消費されない食品を販売する際の増値税に伴う関連事項に関する公告](#)

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国家税務総局公告 2013 年第 17 号

【発布日】2013-04-22

【実施日】2013-05-01

【概要】本公告によると、旅館業および飲食業納税者がその場で消費されない食品を販売する行為は、非經常的増値税課税行為に該当し、小規模納税者に照らした増値税納付を選択することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12302883.html>

「旅館業および飲食業の納税者がその場で消費されない食品を販売する際の増値税に伴う関連事項に関する公告」に関する解説

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12302868.html>

● 关于推广资本项目信息系统的通知

【发布单位】国家外汇管理局

【发布文号】汇发〔2013〕17号

【发布日期】2013-04-25

【内容提要】根据该通知：

- 自2013年05月13日起，国家外汇管理局及其分支局和境内银行应通过资本项目信息系统为境内主体办理各类资本项目业务。
- 外汇局为境内主体办理各类资本项目业务时，应为该主体出具加盖业务公章的相应业务办理凭证（含核准件、业务登记凭证）。境内银行凭该业务办理凭证上列示的信息在资本项目信息系统中查询核准件或控制信息表，确认合规后方可为该主体办理业务。对需要外汇局核准的业务，银行应在资本项目信息系统中对该核准件进行核注。
- 直接投资外汇管理信息系统 IC 卡外汇登记证不再使用。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwqk/2013-05/03/content_2395381.htm

● 資本項目情報システムの普及推進に関する通知

【発布機関】国家外貨管理局

【発布番号】匯発〔2013〕17号

【発布日】2013-04-25

【概要】本通知によると、以下の通りである。

- 2013年5月13日から、国家外貨管理局およびその分支局は国内銀行と共に資本項目情報システムを通じて国内の主体に各種資本項目業務を処理する。
- 外貨管理局が国内の主体のために各種資本項目業務を処理する際、当該主体に対し、業務印を押した相応する業務処理証憑（当該許可文書、業務登記証憑を含む）を発行しなければならない。国内銀行は当該業務処理証憑に記載された情報に基づき、資本項目情報システム上で、当該許可文書または管理情報表を照会し、遵法性を確認した上で初めて当該主体のために業務を処理することが可能となる。外貨管理局の許可が必要な業務については、銀行は資本項目情報システム上で、当該認可文書についての照合消込みを行わなければならない。
- 直接投資に関する外貨管理情報システム IC カード外貨登記証は、以後使用しない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwqk/2013-05/03/content_2395381.htm

● 关于审理出口信用保险合同纠纷案件适用相关法律问题的批复

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法释〔2013〕13号

【发布日期】2013-05-02

【实施日期】2013-05-08

【内容提要】该批复指出，鉴于出口信用保险的特殊性，人民法院审理出口信用保险合同纠纷案件，可以参照适用《保险法》的相关规定；出口信用保险合同另有约定的，从其约定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201305/t20130508_184000.htm

● 輸出信用保険契約紛争事件の審理に適用する関連法律の問題に関する回答

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法釈〔2013〕13号

【発布日】2013-05-02

【実施日】2013-05-08

【概要】本回答によると、輸出信用保険の特殊性に鑑み、人民法院が輸出信用保険契約紛争事件を審理する際には、「保険法」の関連規定を参照することができる。輸出信用保険契約に別途取決めがある場合は、その取決めに従う。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201305/t20130508_184000.htm

● 关于办理危害食品安全刑事案件适用法律若干问题的解释

【发布单位】最高人民法院、最高人民检察院

【发布文号】法释〔2013〕12号

【发布日期】2013-05-02

● 食品安全を損なう刑事事件の処理に適用する法律の若干事項に関する解釈

【発布機関】最高人民法院、最高人民檢察院

【発布番号】法釈〔2013〕12号

【発布日】2013-05-02

【实施日期】2013-05-04

【内容提要】该解释共计 22 条，明确界定生产、销售不符合安全标准的食品罪和生产销售有毒、有害食品罪的定罪量刑标准，并从严惩处食品滥用添加剂和食品非法添加行为。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201305/t20130506_183919.htm

危害食品安全犯罪典型案例

<http://www.court.gov.cn/xwzx/xwfbh/twzb/201305/P020130503627091817573.doc>

【实施日】2013-05-04

【概要】本解释は計 22 条であり、安全基準を満たさない食品を生産、販売する罪および有毒、有害食品を生産、販売する罪に関する定罪・量刑基準の定義を明確にし、食品への添加剤の濫用と食品への不法添加行為を嚴重に処罰すると定めた。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201305/t20130506_183919.htm

食品安全を損なう犯罪の典型判例

<http://www.court.gov.cn/xwzx/xwfbh/twzb/201305/P020130503627091817573.doc>

● 关于做好 2013 年度备案股权投资企业年检工作的通知

【发布单位】国家发展和改革委员会

【发布文号】发改办财金〔2013〕1028 号

【发布日期】2013-04-28

【内容提要】根据该通知，对 2012 年底前在省级备案管理部门完成备案的股权投资企业及其受托管理机构，各省级备案管理部门应当在 05 月底前完成年检。年检内容包括是否按照有关规定，在资本募集、资本认缴、投资者人数限制、投资领域、资产托管、信息披露等环节合规运作等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2013tz/t20130508_540444.htm

《关于做好 2013 年度备案创业投资企业年检工作的通知》同时发布

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2013tz/t20130508_540443.htm

● 2013 年度届出済み株式投資企業の年度検査作業の実施に関する通知

【発布機関】国家発展改革委員会

【発布番号】发改办财金〔2013〕1028 号

【発布日】2013-04-28

【概要】本通知によると、2012 年末までに省級届出管理部門にて届出を完了した株式投資企業およびその委託を受けた管理機構について、各省級届出管理部門は 5 月末までに年度検査を完了しなければならない。年度検査には、関連規定に照らし、資本募集、資本引受け、投資者の人数制限、投資分野、資産委託管理、情報開示などにおいて適法な運営が行われているかなどが含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2013tz/t20130508_540444.htm

「2013 年度届出済みベンチャーキャピタル企業の年度検査作業の実施完了に関する通知」も同時配布

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2013tz/t20130508_540443.htm

● 关于公布全国燃煤机组脱硫脱硝设施等重点大气污染减排工程的公告

【发布单位】环境保护部

【发布文号】环境保护部公告 2013 年第 24 号

【发布日期】2013-04-25

【内容提要】该公告公布了全国已建成投运的燃煤机组脱硫脱硝设施、钢铁烧结机及球团脱硫设施、水泥熟料生产线脱硝设施名单。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201305/t20130506_251654.htm

● 全国の石炭設備の脱硫脱硝施設などの重点大気汚染排出量低減工程の公布に関する公告

【発布機関】環境保護部

【発布番号】環境保護部公告 2013 年第 24 号

【発布日】2013-04-25

【概要】本公告は、全国で既に建設稼働している石炭設備の脱硫脱硝施設、鉄鋼焼結機およびペレタイジングの脱硫施設、セメントクリンカー生産ライン脱硝施設の名簿を公布した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201305/t20130506_251654.htm

● 商务部现行有效规章目录及规范性文件目录

【发布单位】商务部

【发布文号】商务部公告 2013 年第 23 号

【发布日期】2013-05-06

● 商務部の現行有効規則目録および規範的文書目録

【発布機関】商務部

【発布番号】商務部公告 2013 年第 23 号

【発布日】2013-05-06

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/fwzl/201305/20130500121413.shtml>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- [《外国人入境出境管理条例（征求意见稿）》公开征求意见](#)

日前，国务院法制办公室公布了《[中华人民共和国外国人入境出境管理条例（征求意见稿）](#)》，向社会公开征求意见（截止日期：2013 年 06 月 03 日）。

该征求意见稿主要规定了如下内容：

- 普通签证的类别和签发手续；
- 普通签证的签发、延期、换发、补发的条件和程序；
- 外国人居留证件的签发、延期、换发、补发的条件和程序；
- 外国人停留居留管理；
- 违法行为的法律责任。

（摘自中国政府网；2013 年 05 月 03 日发布）

- [《国家重点监控企业自行监测及信息公开办法（试行）（征求意见稿）》和《国家重点监控企业污染源监督性监测及信息公开办法（试行）（征求意见稿）》公开征求意见](#)

日前，环境保护部公布了《[国家重点监控企业自行监测及信息公开办法（试行）（征求意见稿）](#)》和《[国家重点监控企业污染源监督性监测及信息公开办法（试行）（征求意见稿）](#)》，向社会公开征求意见（截止日期：2013 年 05 月 24 日）。

（摘自环境保护部网站；2013 年 05 月 07 日发布）

- [信息时代秘密泄露的大风险点——员工在互联网（微博、论坛等）上泄密的责任及企业对策](#)

一、互联网泄密的主要特点

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/fwzl/201305/20130500121413.shtml>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

- [「外国人入国出国管理条例（意見募集案）」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、国务院法制弁公室は「[中華人民共和國外国人入国出国管理条例（意見募集案）](#)」を公布し、パブリックコメントを募集している（締め切りは 2013 年 6 月 3 日である）。

本意見募集案は主に以下の内容を規定した。

- 普通ビザの種類およびビザ発行手続き。
- 普通ビザの発行、延長、更新、再発行の条件および手順。
- 外国人居留証書の発行、延長、更新、再発行の条件および手順。
- 外国人滞在居留管理。
- 違法行為の法的責任。

（2013 年 5 月 3 日付の中国政府ウェブサイトより抜粋）

- [「国家重点監視企業の自主的モニタリングおよび情報公開弁法（試行）（意見募集案）」と「国家重点監視企業污染源監督的モニタリングおよび情報公開弁法（試行）（意見募集案）」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、環境保護部は「[国家重点監視企業自主的モニタリングおよび情報公開弁法（試行）（意見募集案）](#)」と「[国家重点監視企業污染源監督的モニタリングおよび情報公開弁法（試行）（意見募集案）](#)」を公布し、パブリックコメントを募集している（締め切りは 2013 年 5 月 24 日である）。

（2013 年 5 月 7 日付の環境保護部ウェブサイトより抜粋）

- [情報化時代の秘密漏洩に関する大きなリスク——従業員のインターネット（ミニブログ、掲示板など）上での秘密漏洩に関する責任および企業の対策](#)

一、ネット漏洩の主な特徴

与传统泄密相比，互联网泄密在如下方面存在较为显著的区别：

	传统泄密	互联网泄密
泄密主体	较为确定：通常是具体接触企业商业秘密的高级管理人员、技术人员	较不确定：企业的所有员工都有可能成为泄密主体
泄密表现	较为简单：通常是主动泄密	较为复杂：具体有“无意型”、“炫耀型”、“抱怨型”、“报复型”等不同表现
泄密渠道	比较单一：通常为信件、传真	比较丰富：除微博、论坛等新兴社交平台外，还有 QQ、MSN 等即时通讯等
泄密危害	较易控制：通常是“点对点”，发生大范围扩散的可能性小	较难控制：因互联网的易传播性及强大交互性，一旦泄密，后果难以想象

备注：

- “无意型”泄密：员工因保密观念不强而造成无意识泄密。例如，某研发企业 A 员工将实验室自拍的图片发至微博，照片背景中有一款企业新研发产品，照片被大量转发，导致该产品提前曝光。
- “炫耀型”泄密：员工基于自己比别人了解更多、知道更多内幕等心理，为了增加微博、论坛的所谓“关注度”、“点击率”而擅自发布企业秘密信息。
- “抱怨型”泄密：员工在微博、论坛上对企业管理、工作内容等进行“抱怨”，导致企业商业秘密在口无遮拦中被泄露。例如，某销售企业 B 员工在微博中抱怨“工作忙，某某产品天天卖断货”，导致企业的产品供应信息外泄。
- “报复型”泄密：员工因对企业、对领导的不满，出于泄私愤、报复的目的，将企业的商业秘密披露到互联网上。

二、 互联网泄密情况下的员工责任

虽然互联网泄密的表现形式多种多样，但可以依法分为两类：“过失泄密”和“故意泄密”。前文中的“无意型”泄密、“抱怨型”泄密通常属于“过失泄密”，“炫耀型”泄密也多是因“过失”而引起，“报复性”泄密则主要是“故意泄密”。

从法律角度来看，“故意”和“过失”在认定员工在互联网泄密中是否构成违法行为，以及需要承担何种法律责任具有重要价值。具体分析如下：

従来型漏洩と比較して、ネット漏洩は以下の点で大きな違いがある。

	従来型漏洩	ネット漏洩
漏洩主体	やや特定される。通常は実際に企業の営業秘密に接触する高級管理職、技術人員である。	やや特定困難。企業の全従業員が漏洩主体となる可能性がある。
漏洩の表現方法	やや単純である。通常は自発的に漏洩する。	やや複雑である。具体的には「無意識型」、「自慢型」、「不平不満型」、「報復型」など様々な表現方法がある。
漏洩ルート	やや単一である。通常は手紙、ファックスである。	やや多様である。ミニブログ、掲示板などのソーシャルプラットフォームの他、QQ、MSN などの即時通信などもある。
漏洩危害	ややコントロールしやすい。通常は「点と点」であり、広範囲に拡散する可能性は低い。	ややコントロールが困難である。インターネットの伝達力および強い双方向性により、一度漏洩すれば、結果は予測困難である。

注：

- 「無意識型」漏洩：従業員の秘密保持に関する考えが浅く、無意識に漏洩してしまうこと。例えば、ある研究開発企業の A 従業員は実験室で自ら撮った写真をミニブログで公開したが、写真の背景には企業のある新規研究開発製品が写っており、その後、写真が大量に転送されてしまい、当該製品が事前に暴露してしまった。
- 「自慢型」漏洩：人よりよく分かっている、より多くの内情を知っているという従業員の心理より、ミニブログ、掲示板の「注目度」、「アクセス数」を増やす目的で、無断で会社の秘密情報を公表してしまうこと。
- 「不平不満型」漏洩：従業員がミニブログ、掲示板で企業の管理、業務内容などについて「不平不満」を述べ、好き勝手な発言の中で企業の営業秘密が漏洩してしまうこと。例えば、ある販売会社の B 従業員はミニブログの中で「仕事が忙しい、〇〇製品は日々品切れ状態だ」と不平不満を述べた結果、企業の製品供給情報が漏洩してしまった。
- 「報復型」漏洩：従業員の会社、上司に対する不満から、憂さ晴らし、報復目的で、企業の営業秘密をインターネット上で公表してしまうこと。

二、 ネット漏洩における従業員の責任

ネット漏洩の表現方法は多種多様であるが、法に照らして二つに分類できる。即ち、「過失の漏洩」と「故意の漏洩」である。前述した「無意識型」漏洩、「不平不満型」漏洩は通常、「過失の漏洩」に該当する。「自慢型」漏洩の多くも「過失」により引き起こされている。「報復型」漏洩は主として「故意の漏洩」である。

法律の観点から見れば、「故意」および「過失」は、従業員がネット漏洩において違法行為を構成するか、および如何なる法的責任を負わなければならないかの認定において、重要

な価値を持つ。具体的に分析すると、以下の通りである。

	过失泄密	故意泄密
民事責任	- 违约责任。员工与企业间有保密约定的，企业可依据约定主张违约赔偿（备注1）。 - 侵权责任。员工与企业间无保密约定的，企业可依法主张侵权赔偿。过失情况下，员工承担的责任相对较轻。 - 劳动法律责任。在约定“过失泄密”行为违反企业规章制度的情况下，企业可做出降职、降薪甚至解除劳动合同的处罚（备注2）。	- 违约责任。员工与企业间有保密约定的，企业可依据约定主张违约赔偿。 - 侵权责任。员工与企业间无保密约定的，企业可依法主张侵权赔偿。故意情况下，员工承担的责任相对较重。 - 劳动法律责任。在约定“故意泄密”行为违反企业规章制度的情况下，企业可做出降职、降薪甚至解除劳动合同的处罚。
行政責任	- 通常不构成“侵犯商业秘密”等不正当竞争行为，不承担行政责任。	- 泄密是为了达到不正当竞争目的的（备注3），可能单独构成或与第三方经营者共同构成“侵犯商业秘密”等不正当竞争行为，需承担行政责任。
刑事責任	- 通常不构成“侵犯商业秘密罪”等犯罪（备注4），不承担刑事责任。	- 可能构成“侵犯商业秘密罪”等犯罪，可能承担刑事责任。

备注：

1. 违约责任情况下，以违反协议中约定的义务为前提，以协议中约定的救济措施作为主张权利的依据。除非协议中另有约定，否则，违约方因自己的违约行为给非违约方造成损失的，不论是否存在故意或过失，原则上需要承担同等的违约责任。
2. 通常情况下，企业规章制度以规制员工“故意”不当行为为主要目的。因此，我们理解，在企业规章制度中约定“故意泄密即属违反企业规章制度”的可能性较高。即：与“过失泄密”相比，“故意泄密”情况下，员工被企业降职、降薪甚至解除劳动合同的可能性更高。

	过失の漏洩	故意の漏洩
民事責任	- 违约责任。従業員と企業の間で守秘義務を取り決めている場合、企業は取決めにに基づき違約賠償を主張することができる（注1）。 - 権利侵害責任。従業員と企業の間で守秘義務を取り決めている場合、企業は法に従って権利侵害賠償を主張することができる。過失の場合においては、従業員が負う責任はやや軽い。 - 労働法上の責任。「過失の漏洩」行為は企業の規則制度に違反すると定めている場合、企業は降格、減俸ひいては労働契約の解除という処罰を与えることができる（注2）。	- 违约责任。従業員と企業の間で守秘義務を取り決めている場合、企業は取決めにに基づき違約賠償を主張することができる。 - 権利侵害責任。従業員と企業の間で守秘義務を取り決めている場合、企業は法に従って権利侵害賠償を主張することができる。故意の場合においては、従業員が負う責任はやや重い。 - 労働法上の責任。「故意の漏洩」行為は企業の規則制度に違反すると定めている場合、企業は降格、減俸ひいては労働契約の解除という処罰を与えることができる。
行政責任	- 通常では「営業秘密侵害」などの不正競争行為を構成することはない。	- 漏洩が不当競争目的の達成のためである場合（注3）、単独または第三者事業者と共同で「営業秘密侵害」などの不正競争行為を構成し、行政責任を負う可能性がある。
刑事責任	- 通常では「営業秘密侵害罪」などの犯罪（注4）を構成することはない。	- 「営業秘密侵害罪」などの犯罪を構成し、刑事責任を負う可能性がある。

注：

1. 违约责任の状況においては、協議で取り決めた義務への違反を前提とし、協議で取り決めた救济措置を権利主張の根拠とする。協議において別途取決めがある場合を除き、違約側が自己の違約行為により被違約側へ損失を与えたならば、故意または過失を問わず、原則として同等の違約責任を負わなければならない。
2. 通常では、企業の規則制度は従業員の「故意」による不正行為の規制を主目的としている。このため、企業の規則制度では「故意の秘密漏洩は企業の規則制度違反に該当する」と定める可能性が高いと、筆者は考えている。即ち、「過失の漏洩」と比べ、「故意の漏洩」では、従業員が企業から降格、減俸に処されひいては労働契約を解除される可能性がより高くなる。

3. 不正当竞争法律項下の“侵犯商业秘密”，对象是“经营者”。员工在互联网泄密是为了自身盈利或使企业受损的目的（如“报复型”泄密；此时，第三方经营者可能受益），即属“为了达到不正当竞争目的”，可能构成“侵犯商业秘密”。
4. 刑法中的“侵犯商业秘密罪”，是指以盗窃、利诱、胁迫或者其他不正当手段获取权利人的商业秘密，或者非法披露、使用或者允许他人使用其所掌握的或获取的商业秘密的行为，需要以“故意”为前提。“过失泄密”的，难以成立该罪。

根据上述分析，“过失泄密”和“故意泄密”对于认定员工是否需要承担行政责任和刑事责任具有重要价值，但在认定民事责任方面意义不是太大。

事实上，主张民事责任也是目前规制互联网泄密的主要途径。民事责任以“损失赔偿”为主要原则，而由于互联网泄密“危害性高”的特点，导致一旦发生互联网泄密，无论是“过失泄密”还是“故意泄密”，都可能给企业造成难以挽回的损失，这些损失最终都会由企业向员工追偿。因此，任何为了满足“炫耀”、“抱怨”、“报复”等心理而在互联网上泄密的行为，都值得警惕。

三、 互联网泄密的企业防范对策

如上文所分析，一方面，互联网泄密区别于传统泄密的特点（泄密危害性高），导致一旦发生泄密，企业可能遭受更为严重的损失，因此，企业需予以防范；另一方面，互联网泄密区别于传统泄密的特点（泄密主体较不确定、泄密渠道更加复杂），也使企业对互联网泄密的防范更为困难，因此，企业有必要在针对传统泄密所采取的防范措施之外，针对互联网泄密的特点采取更加有针对性的防范措施。

为防范传统泄密，企业通常会采取如下防范措施：

1. 明确商业秘密的范围，并采取专门措施（如专人保管、上锁等）对商业秘密进行保密；
2. 与高级管理人员、技术人员等容易接触商业秘密的员工签订专门的保密协议；
3. 制定相应的企业内部规章制度（如保密制度），并严格依据法律流程，使该等规章制度成为对员工有法律约束力的制度。

上述防范措施，对防范互联网泄密同样具有重要的借鉴意义。除此之外，律师根据实务操作经验，针对防范互联网泄密事件提出如下特别建议，供企业酌情参考：

3. 不正当竞争関係法令における「営業秘密の侵害」の主体は「事業者」である。従業員のネット漏洩が自己の利益または企業に損失を与えることが目的であれば（例えば、「報復型」漏洩の場合、第三者事業者が利益を得る可能性がある）、即ち「不正当竞争目的の達成のため」に該当し、「営業秘密侵害」を構成する可能性がある。
4. 刑法における「営業秘密侵害罪」とは、窃盗、利益誘導、脅迫もしくはその他の不正手段により権利者の営業秘密を取得し、または掌握あるいは取得した営業秘密を不法開示し、使用し、もしくは他者へ使用を許可する行為を指すものであり、「故意」が前提となっている。「過失の漏洩」の場合は、当該罪の成立は困難である。

上記の分析から、「過失の漏洩」および「故意の漏洩」は、従業員が行政責任および刑事責任を負うかの認定において重要な価値を持つが、民事責任の認定においては大きな意味を持たない。

事実上、民事責任の主張もまた、現時点でネット漏洩を規制する主要方法である。民事責任は「損害賠償」が主要原則であり、ネット漏洩の「高い危険性」という特徴から、一度ネット漏洩が生じれば、「過失の漏洩」または「故意の漏洩」であるかにかかわらず、企業に絶大な損失を与える可能性があり、これらの損失は最終的に会社が従業員に対し求償することになる。よって、「自慢」、「不平不満」、「報復」などの心理を満足させるためにインターネット上で秘密を漏洩するいかなる行為も、警戒に値する。

三、 ネット漏洩に関する企業の防止対策

前述の分析の通り、一方では、ネット漏洩の従来型漏洩との異なる特徴（漏洩時の危険性が高いこと）により、一度漏洩が生じれば、より深刻な損失を受ける恐れがあるため、企業は防止に努めなければならない。もう一方では、ネット漏洩の従来型漏洩との異なる特徴（漏洩主体の特定が困難であり、漏洩ルートもより複雑であること）により、企業のネット漏洩防止をより困難なものにしており、このため、企業は従来型漏洩に対し講じる防止措置の他、ネット漏洩の特徴に対しより的確な防止措置を講じる必要がある。

従来型漏洩の防止のため、企業は通常、以下のような防止措置を講じている。

1. 営業秘密の範囲を明確にした上、個別の措置（例えば、専任者による保管、施錠など）を講じて営業秘密に対し秘密保持を行う。
2. 高級管理職、技術人員などの営業秘密に容易に接触できる従業員と個々に守秘協定を締結する。
3. 相応する企業内部規則制度（例えば、守秘制度）を制定した上、法律で定められた手順に厳格に従い、当該規則制度を従業員に対し法的拘束力を持つ制度にする。

上記防止措置は、ネット漏洩防止に対しても同様に重要な参考としての意味を持っている。この他、筆者が実務処理の経験に基づき、ネット漏洩事件の防止について特に提案するものは以下の通りであり、企業は状況に応じてご参考いただきたい。

1. 基于“互联网泄密中的泄密主体具有不确定”这一特点，建议将保密协议的签订主体扩大至所有员工或强化原劳动合同中的保密条款（例如，强化保密条款对互联网泄密行为的适用性和针对性等）。
2. 在企业内部规章制度中明确微博、论坛等新兴社交平台的使用要求。例如，禁止员工在办公时间使用办公电脑登陆微博、论坛；对于违反微博、论坛使用规定的，可合理设置适当的处罚¹。
3. 实施适当的监控或技术屏蔽。中国法律尚不禁止企业对其员工的互联网行为进行监控，目前情况下，企业可为了维护自身权益，在不侵犯员工合法权益的前提下，对员工在办公室使用互联网的行为进行适当地监控²，或对禁止员工在办公时间使用的网页、应用软件等予以屏蔽。
4. 疏堵结合、加强保密培训。鉴于很多时候企业秘密往往是在微博、论坛的发布等过程中被无意识泄露出去的，建议企业加强对员工的保密意识的培训，让员工具有对微博、论坛等新兴社交平台的判断力和自制力，养成良好的信息安全价值观。
1. 「ネット漏洩における漏洩主体の特定が困難である」ことから、守秘協議の締結主体を全従業員に拡大または現行労働契約の守秘条項をより強化する（例えば、守秘条項のネット漏洩行為に対する適用性および具体性を強化する）。
2. 企業の内部規則制度においてミニブログ、掲示板などのソーシャルプラットフォームの使用要求を明確にする。例えば、従業員が勤務時間中に業務用コンピューターを使用してミニブログ、掲示板にログインすることを禁止する。ミニブログ、掲示板の使用規定への違反に対し、合理的に適切な処罰を設けることができる。
3. 適当な監視または技術的遮蔽を実施する。中国法は未だ企業による従業員インターネット行為の監視を禁じていない。現時点では、企業は自己の権益を守るため、従業員の合法権益を侵害しない前提の下、従業員が職場でインターネットを使用する行為に対し適当な監視を行い、または従業員に勤務時間中の使用を禁じるウェブサイト、アプリケーションソフトなどに対し遮蔽措置を講じることが可能である。
4. 注意と指導を行い、守秘研修を強化する。多くの場合、企業秘密がミニブログ、掲示板の公表などの過程において、無意識に漏洩してしまうことに鑑み、企業は従業員の守秘意識に関する研修を強化し、従業員にミニブログ、掲示板などのソーシャルプラットフォームに対する判断力および自制心を持たせ、情報安全に関する良好な価値観を養うことを提案する。

此外，对互联网泄密的法律责任认定，不可避免地会涉及到“电子证据”问题（如“涉嫌侵权网页的保存等”）。尽管 2012 年新修订的《[民事诉讼法](#)》明确将“电子证据”列入证据范围，但具体如何“固定电子证据”在实践操作中仍存在很多容易引起争议的问题。后续，律师将视情况对这一问题进行专门探讨。

（里兆律师事务所 2013 年 05 月 10 日整理编写）

この他、ネット漏洩の法的責任の認定について、避けては通れない「電子証拠」の問題がある（例えば、「権利侵害の疑いのあるウェブサイトの保存など」）。2012 年に新たに改定された「[民事訴訟法](#)」は、明確に「電子証拠」を証拠の範囲に組み入れてはいるものの、具体的にいかにして「電子証拠を固めるか」については、実務において紛争を生じやすい問題を依然として多く抱えている。後日、筆者は状況を見ながら、本話題についても個別に検討する予定である。

（里兆法律事務所が 2013 年 5 月 10 日付で作成）

¹ 需要注意的是，根据《劳动合同法》等法律规定，仅在员工严重违反规章制度时，企业才可降职、降薪、解除劳动合同。因此，如果员工只是违反了企业关于“禁止使用微博、论坛等新兴社交平台”的规定，但尚未造成损害的，就不宜直接做出解雇或降职、降薪等严重的处罚。否则一旦被员工申请仲裁或诉诸法院，可能不被支持。

² 注意すべきは、「労働契約法」などの法律規定によると、従業員に重大な規則制度違反があった場合に限り、企業が降格、減俸に処し、労働契約を解除できることである。このため、従業員は企業の「ミニブログ、掲示板などのソーシャルプラットフォームの使用を禁ずる」規定に違反しただけで、損害は発生していない場合には、直接に解雇または降格、減俸などの重大な処罰を与えるべきではない。さもないと、従業員より仲裁または訴訟を申し立てられた場合、支持されないものと思われる。

³ 需要注意的是，由于员工互联网行为经常会牵涉其个人信息，企业在实施监控时，可能产生侵犯员工隐私的法律风险。因此，如企业考虑实施监控的，应在此方面采取对应措施，减少纠纷发生的可能性。

⁴ 注意すべきは、従業員のインターネット行為は往々にして本人の個人情報にかかわるため、企業が監視を行う際には、従業員のプライバシーを侵害する法的リスクが生じる恐れがある。よって、企業が監視の実施を検討する場合、本問題に関する対応措置を講じ、紛争発生の可能性を低減しなければならない。